



新型コロナウイルス対策 2次補正 医療機関が活用できる支援制度

# 感染症対応従事者慰労金 感染拡大防止対策等補助金

申請開始  
7月下旬以降

お問合せ:税経部  
052-832-1355

7月1日付「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業に関するQ&A(第3版)」の内容を踏まえ、現時点での情報をご案内します。

感染症対応従事者慰労金 (開業医・専従者・勤務医も対象です)

## 給付対象・給付金額

★一般の医療機関(医科・歯科とも)

1人5万円

都道府県から役割を設定された医療機関等に勤務し患者と接する医療従事者や職員

実際に、新型コロナウイルス感染症患者に診療等を行った医療機関等である場合

1人20万円 \*

\* 実際に新型コロナウイルス感染症患者に初めて診療等を行った日以降に勤務していない場合には10万円

上記以外の場合

1人10万円

その他病院、診療所、訪問看護ステーション、助産所に勤務し患者と接する医療従事者や職員

1人5万円 \*

\* 実際に新型コロナウイルス感染症の入院患者を受け入れている場合には20万円

**対象** 2020年1月26日(愛知県内1例目発生日)～6月30日までの間に、通算で10日間以上勤務し、

「患者と接する」医療従事者や職員(派遣や委託含む)。資格や職種、雇用形態等は問わない。

※勤務日数のカウント:1日の勤務時間は問わない。複数医療機関での勤務は通算。日をまたぐ当直勤務は2日。年次有給休暇や育休等は含まない。

※新型コロナ患者を受け入れた医療機関の同一法人の分院等は20万円の対象にならない。医療機関単位で判断する。



### 「患者と接する」とは

患者(コロナ患者(疑い含む)に限らず他疾病も含む)の診療に従事したり、受付、会計等窓口を行う職員。また、診療には直接携わらないものの、医療機関内の様々な部門で患者に何らかの対応を行う職員等は勤務実態等に応じて該当。医療を提供する施設とは区別された法人等の本部等での勤務のみであった場合は該当しない。各医療機関等において勤務内容によって判断。

**申請方法** **在職者** 対象の医療従事者や職員が、勤務する医療機関を通じて申請を行う。期間中に複数医療機関に勤務している場合は、主たる医療機関で申請する。

①医療機関が対象者から慰労金の代理申請・受領の委任状を集める。

②医療機関から「愛知県国保連合会」(現在、調整中)に原則オンラインで申請する。

**退職者** 原則、勤務していた医療機関を通じて申請を行う。できない場合は、医療機関の勤務証明など必要な書類を添えて、退職者本人が申請する。

※申請期間、申請方法、必要書類等は、実施主体である愛知県で準備中。

※詳細は、愛知県から各医療機関に案内が配布される予定。



**課税関係** 非課税所得

## 感染拡大防止対策等補助金

**補助額(上限)** 無床診療所(医科・歯科) **100**万円 有床診療所(医科・歯科) **200**万円  
 病院 **200**万円+**5**万円×許可病床数

**対象医療機関** すべての保険医療機関(コロナ患者の受入れ対応等を行っているか否かは問わない)

**対象経費** 2020年4月1日～2021年3月31日の間に、新型コロナウイルス感染症に対応した感染拡大防止対策や診療体制確保等に要する費用(従前から勤務している者及び通常の医療提供を行う者の人件費は除く)。**感染拡大防止対策に要する費用に限られず、院内等で感染拡大を防ぎながら地域で求められる医療を提供するための診療体制確保等に要する費用について、幅広く対象となる**(例:清掃委託、洗濯委託、検査委託、寝具リース、感染性廃棄物処理、個人防護具の購入等)。

**取組の例** (例示であり、これに限られるものではありません)



- ① 共通して触れる部分の定期的・頻回な清拭・消毒などの環境整備
- ② 歯科用ユニット等を患者の診療ごとに消毒薬で清拭又はラッピング。器具等の滅菌用機器の導入
- ③ 予約診療の拡大、整理券の配布等を行い、患者に適切な受診の仕方を周知
- ④ 発熱等の症状を有する新型コロナ疑いの患者とその他の患者が混在しないよう、動線の確保やレイアウト変更、診療順の工夫など
- ⑤ 感染防止のための個人防護具等の確保
- ⑥ 電話等情報通信機器を用いた診療体制等の確保
- ⑦ 医療従事者の感染拡大防止対策(研修、健康管理等)

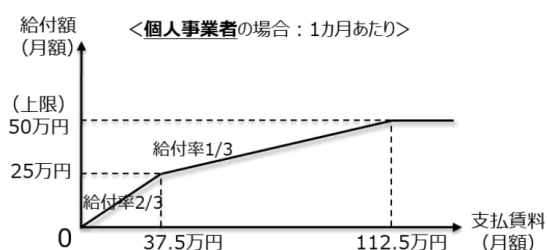
**申請方法** ①申請日以降に発生が見込まれる費用も合わせて、概算申請。この場合、事後に領収書等で実績報告を行い精算する。  
 ※①又は②どちらの方法でも可  
 ②取組の実施後に実費で申請する。  
 ③申請は「愛知県国保連合会」(現在、調整中)に原則オンラインで申請する。  
 ④申請は1医療機関で1回のみ  
 ※申請期間、申請方法、必要書類等は、実施主体である愛知県で準備中。  
 ※詳細は、愛知県から各医療機関に案内が配布される予定。



## 家賃支援給付金

**対象** 2020年5月～12月の売上高について、①1カ月で前年同月比▲50%以上、又は②連続する3カ月の合計で前年同月比▲30%以上の、自らの事業のために占有(賃貸借契約)する土地・建物の賃料・共益費・管理費を支払う医療機関(2019年開業特例、2020年1～3月開業特例あり)  
 ※ 賃貸人と賃借人が実質的に同じ人物、配偶者又は一親等以内の取引は対象外

**申請期間・方法** 2020年7月14日(予定)～2021年1月15日 専用ホームページからオンライン申請



⇒個人事業者は最大300万円



⇒法人は最大600万円

※ 申請時の直近1カ月における支払賃料(月額)に基づき算定した給付額(月額)の6倍(6カ月相当額)



**相談窓口** 家賃支援給付金コールセンター 0120-653-930(全日 8:30～19:00)